

財産の無償譲渡について

上記の議案を提出する。

平成30年12月3日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

市有財産を無償譲渡したいので、地方自治法第96条第1項第6号の規定にもとづき、この案を提出いたします。

財産の無償譲渡について

下記のとおり建物を無償譲渡する。

記

- 1 建物の所在
東京都青梅市河辺町2丁目1026番地
- 2 建物の構造および面積
鉄筋コンクリート造 338.86平方メートル
- 3 相手方
東京都青梅市河辺町1丁目895番地
河辺町1丁目自治会
東京都青梅市河辺町2丁目947番地の1
河辺町2丁目自治会
東京都青梅市河辺町3丁目1125番地の4
河辺町3丁目自治会